



弁護団だより

みんなして

No.65 発行 2017年7月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
7月20日 JR東日本、常磐線竜田～富岡間の運転を10月21日に再開	7月15日 原告団沖縄支部学習会（今帰仁村）
7月21日 松山地裁、伊方原発3号機の運転差し止めを求める仮処分を却下	7月16日 原告団沖縄支部学習会（那覇市）
7月27日 政府、大熊町の避難指示解除準備、居住制限の両区域で8月10日から7日間の特例宿泊を実施すると発表	7月23日 原告団相双支部学習会（南相馬市）
7月28日 政府、核廃棄物処分へ評価地図「科学的特性マップ」を公表	7月24日 「オール福島」決起集会（福島市）
	7月28日 千葉・生業弁護団協議会（東京）
	7月30日 原告団県中支部学習会（郡山市）
	7月31日 弁護団会議（東京）



判決に向け、総会で重要決定

原告団長 中島 孝

2017年7月9日にラコパ福島で開かれた原告団総会では、10月10日の判決に向けた原告団の構えが確認されました。

○公正判決を求める署名にさらに取り組んで、勝ち抜く態勢をもっと強めること。

○我々の訴えを高いレベルで勝ち取ったなら、国、東電は控訴などしないで判決を受け入れ被害者を救済しろ、という運動に直ちに取り組むこと。

これが基本方針です。しかし、3月の前橋地裁判決で、事故を起こした過失責任を厳しく断罪されたあと、国と東電は判決を不服として控訴を決定しました。

我々生業訴訟では、原発が事故を起こす可能性を被告らが十分予見できていたことを、専門家の証言、事実資料で分厚く立証してきましたし、浜通り、中通りの2度の現地検証も経て、被害の実際を裁判所につぶさに示してきました。

更には、放射性物質の影響に対する精神的苦痛を、「リスク認知論」という心理学の領域

を用いて解析し、「低線量被ばくを心配するのは非科学的」との被告らの言い分を論破してきました。

従って、裁判の経過から圧倒的に高いレベルで勝ち切る条件は、相当準備されているというのが衆目の一致するところではあるのですが、だからこそ被告らは控訴するであろう、との見方も成り立ちます。

その場合、我々の勝利の成果物は宙に浮くわけで、避けられない形で、応訴という対応を取らないと折角の成果物をすべて失ってしまう可能性があります。

勿論裁判は相手があつてのものですから、勝つばかりでない事態も想定はしなければなりません。その場合は、全体救済、脱原発の旗幟が鮮明な生業訴訟としては、おめおめと泣いて引き下がることは有り得ません。戦うのみです。

また、判決から控訴まではわずか2週間しかありませんから、今からその心積もりをしないといけません。そのために当総会で次のことを確認いたしました。



○判決がどういうものであるかの判断と控訴等についての決定を弁護団と原告団役員に一任していただくこと。

○控訴等には短期日しかなく、原告団 4000 人に周知することは不可能であることから、事前に全原告から控訴に必要な「訴訟委任状」を弁護団に提出していただくこと。

控訴には勿論、裁判所に印紙代という費用を納めなければなりません。その金額は、一人当たり 10,000 円となります。成果物を手にする前に、費用がまた発生するわけですが、裁判はいわば国、東電との「戦争」ですから、向こうが継続する場合はそこから離脱することは出来ません。この裁判にかけた原告の皆様の「宝の志」が問われる局面です。

尚、大事なことがもう一つ。判決は、原告の住む地域ごとになると見られておりますが、賠償金にも格差が予想されます。

○賠償金は個々バラバラでなく、原告団で一旦プールして、原告それぞれの勝敗にかかわらず、みんなで分配すること。

と総会で決議されました。精神的被害の救済を求めて 4000 人がともに立ち上がった、その同志ですから、賠償金もその精神での配分と決めました。

今後、訴訟委任状を提出する作業が始まります。なにとぞ総会での生業訴訟らしい決定をお汲み取りいただき、立派な勝利判決に向け、一層の奮起を心からお願い致します。





控訴に向けた弁護団からのご説明

弁護団事務局長 馬奈木巖太郎

10月10日に予定されている第1陣の判決ですが、7月9日に開催された原告団総会において、私たちが高い水準で勝訴判決を得たうえで、早期の決着を目指し、国・東電に控訴しないよう求める取り組みを行うこと、それでも国・東電が控訴した場合には、より高い水準の判決を目指して、原告団全体として控訴することが確認されました（中島団長の原稿もあわせてご参照ください）。

控訴した場合、裁判手続は仙台高等裁判所に移行します。控訴しないと自分の裁判は終了することになるのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、原告の方が控訴しない場合でも、国・東電が控訴すれば、控訴しない原告の方の裁判も仙台高等裁判所に移り、その場合には控訴された人（被控訴人）という当事者の立場で裁判手続は続くこととなります。すでに提訴し、国・東電が私たちの請求に争う姿勢を示している以上、国・東電の同意を得ないまま、一方的に裁判を終了させることはできないのです。

控訴にあたっては、①訴訟委任状、②委任契約書、③裁判費用（1万円）をご準備いた



だくこととなります。弁護団から原告のみなさん宛てに必要な書面を郵送させていただきますので、届きましたら速やかに手続をとっていただきますようお願い申し上げます。

とくに、①の訴訟委任状は、これが提出されないと、弁護団は代理人とは扱われません。その場合には、原告のみなさんの自宅に、仙台高等裁判所から裁判への出頭を求める書面や、国・東電からの裁判書類が届けられ、ご自身の

責任で裁判に対応していただくを得なくなってしまう可能性があります。そうした事態にならないよう、必ずご提出ください。

また、③の裁判費用については、一審段階での1万8000円に加えて、新たな支出をお願いすることになり、大変心苦しいところではありますが、印紙代を仙台高等裁判所に収める必要がありますので、どうぞご了承ください。なお、原告団では、7月9日の原告団総会で、最終的に得られた賠償金について、「勝ち負けにかかわらず、みんなで分配しよう」という趣旨の決議を採択しています。

原告団が団結して裁判を進めることに確信をもち、みんなしてたたかい続けましょう。



生業訴訟 次回期日のお知らせ

1. 第二陣 第2回期日（9月6日）のお知らせ

生業第一陣訴訟と平行して、第二陣訴訟も進んでおり、2017年9月6日に第2回目の口頭弁論が開かれます。原告と弁護団から、意見陳述として第一陣訴訟で主張してきた

国と東電の責任、原告のみなさんの被害を訴えます。

福島地方裁判所の法廷で傍聴できるチャンスです。多くのご参加をお願いします！！

<当日のスケジュール>

【裁判所】

- 12:00 あぶくま事務所前集合
- 12:20 事務所前集会
- 12:50 裁判所行進
- 13:00 署名用紙提出
- 14:00 弁論期日



【文化センター小ホール】

- 13:00 原告団企画（予定）
- 17:00 報告集会

2. 第一陣 判決言渡し（10月10日）のお知らせ

本年10月10日、福島地方裁判所で第一陣訴訟の判決が言い渡されます。

当日は、事前集会、裁判所までのデモ行進、裁判所前でのスタンディングなどが予定されています。また、判決後には、報告集会（文化センター・小ホール）、記者会見も予定されています。

公正判決を求める署名も7月25日時点で18万人分に近づく勢いです。署名は8月31日締め切りです。

原告団・弁護団「みんなして」判決の内容を聞き、支援者のみなさんとも共有しましょう！

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ⇨ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ⇨ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ⇨ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、久保木亮介弁護士の筆によるものです。